



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 ミクニ  
代表者名 代表取締役社長 生田允紀  
(コード番号 7247 東証第 2 部)  
問合せ先 コーポレートサポート室長 鈴木和重  
(TEL. 03 - 3833 - 0535 )

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 84 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 会社法第 939 条第 1 項第 3 号の規定に従い、電子公告を採用し、併せてやむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行うこととするべく、現行定款第 4 条を変更するものであります。
- ② 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 6 条を新設するものであります。
- ③ 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条を新設するものであります。
- ④ 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう、第 15 条を新設するものであります。
- ⑤ 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 19 条、第 30 条、第 37 条を新設するものであります。
- ⑥ 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 28 条を新設するものであります。
- ⑦ 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外取締役および社外監査役の招聘を容易にするために、第 29 条および第 35 条を新設するものであります。なお、第 29 条を新設することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ⑧ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- ⑨ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(2) 株主総会の議事録についての記載を定款第 18 条に新設するものであります。

(3) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 営業目的は次の通りとする。	第 2 条 <u>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</u>
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2 4.	2 4.
第 3 条 本店を東京都千代田区に置く。	第 3 条 <u>当社は、本店を東京都千代田区に置く。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条 公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条 発行する株式の総数は11,000万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p>第7条 株券の種類は取締役会の定める株式取扱規程による。 当社は1,000株をもって株式の1単元とする。 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第8条 株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失登録、その他株式に関する手続並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条 当社は毎年3月31日現在の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、之を公告する。この場合当社の株主名簿及び実質株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、第8条に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要の都度これを招集する。</p>	<p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> 2. <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は11,000万株とする。</p> <p>第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2. <u>第6条の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、<u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第10条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、<u>単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>第11条 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、<u>単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要の都度これを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第12条 株主総会の議長は取締役社長がこれに任ずる。但し取締役社長に支障あるときは取締役会で定めてある順序により他の取締役がこれに代る。</p>	<p>第13条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。</p>	<p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>(新設)</p>	<p>第19条 <u>当会社は取締役会を置く。</u></p>
<p>第15条 (条文省略)</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p>
<p>第16条 取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。取締役の選任決議については累積投票によらない。</p>	<p>第21条 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議については累積投票によらない。</p>
<p>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時迄とする。補欠又は増員のため選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了すべき時迄とする。</p>	<p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時迄とする。補欠又は増員のため選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了する時迄とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条 取締役会の決議により代表取締役を定める。</p>	<p>第23条 取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p>
<p>第19条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集する。但し取締役社長に支障あるときは取締役会で定めてある順序により他の取締役がこれに代る。 取締役会の招集通知は会日の2日前迄に各取締役及び各監査役に対して発する。但し緊急必要ある時は通知の期間を短縮する。</p>	<p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 取締役会の招集通知は会日の2日前迄に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急必要あるときは通知の期間を短縮する。</p>
<p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2. 前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (新設)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>第24条 監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。</p>	<p>第32条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>第25条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時迄とする。補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時迄とする。</p>	<p>第33条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時迄とする。補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時迄とする。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第34条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条 (条文省略) (新設) (新設) 第6章 計 算</p> <p>第28条 営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。</p> <p>第29条 毎決算期の利益金処分は法定積立金、利益配当金、役員賞与金、次期繰越金の外諸積立金をすることがある。</p> <p>第30条 利益配当金は毎営業年度末日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に支払う。 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し中間配当をすることが出来る。</p> <p>第31条 利益配当金及び中間配当金が、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当社は支払いの義務を免れる。 未払いの利益配当金及び中間配当金に対しては利息をつけない。</p>	<p>第36条 (現行どおり) 第6章 会計監査人</p> <p>第37条 当社は会計監査人を置く。 第7章 計 算</p> <p>第38条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄の1年とする。 (削除)</p> <p>第39条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当社は支払いの義務を免れる。 未払いの剰余金の期末配当及び中間配当に対しては利息をつけない。</p>

3. 定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日

以上